

## 第2回米子市障がい者計画等策定委員会【概要】

### 【概要】

○日時： 令和5年8月17日(木) 午後2時～午後4時30分

○場所： 市役所本庁舎4階 401会議室

○出席委員：11名

吉岡委員、平林委員、遠藤委員、汐田委員、戸羽委員、植村委員、廣江委員、  
大森委員、松本委員、永見委員、渡部委員（欠席：安達委員、光岡委員、桑本委員）

○事務局：

障がい者支援課：米田課長、橋本担当課長補佐、安田係長、成相主任、渡邊主事

福祉政策課：久保担当課長補佐、佐々木主任

こども相談課：足立課長補佐

### 【議事録】

1 開会（午後2時00分）

2 委員長あいさつ

前は、顔合わせが主になり、また、議論の焦点が絞りにくかったという意見があったので、気をつけて進行していきたい。本日も忌憚のない意見をいただきたい。

（事務局）

○第1回策定委員会で、米子市障がい者プラン2021に関する実績を示し、第2回の前に意見集約する予定だったが、そこまでの作業ができなかったことのお詫びをする。

○本日の第2回策定委員会では、作業スケジュールの変更、プラン2021の実績資料と米子市障がい者支援プラン2024（仮称）案を使用し、プラン2021の評価などテーマを絞った協議を行いたい。

○米子市障害者計画等策定委員会設置要綱第5条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告する。

3 議題（概要）【説明：事務局】

（1）今後の委員会開催予定について

（資料）米子市障がい者支援プラン2024（仮称）作業スケジュール（変更案）

○変更点について

- ・10月5日に第3回目を設定することで、委員会の回数を全4回から全5回に増やした。
- ・鳥取県のニーズ調査の結果を盛り込んだ米子市案を10月5日の第3回策定委員会までに作成し、委員に報告し、第3回で諮っていく。

- ・パブリックコメントについて、当初12月から1月を予定していたが、1月から2月の1か月間に時期を変更。出された意見を踏まえて確定したものを、3月の第5回策定委員会で示したい。

(質疑)

(委員長)

ニーズ調査の内容は、プランにもある程度影響のありそうな内容が盛り込まれてくるか。

(事務局)

集計結果の状況や傾向などで、反映させるべきものがあれば、プランに入れ込むことを考えている。

(委員長)

承知した。この資料は次回の10月5日までには、その結果を追加したものが出てくるということか。

(事務局)

はい。

(2) 米子市障がい者支援プラン2021に示した数値の実績等について(資料1)

○資料1の説明

- ・「第1 障がいのある人の現状」では、平成29年度から令和4年度までの障害者手帳所持者数や雇用状況の件数を示している。
- ・「第2 米子市障がい者計画」では、プラン2021の【基本的な考え】、【取組方針の項目】を掲載している。それぞれの取組の検証を行い、成果と課題を示している。
- ・「第3 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画」では、プラン2021で挙げた目標値と見込み値について、令和4年度末の実績を掲載し、検証結果の説明を示している。

(「第1 障がいのある人の現状」についての質疑)

◇今回はテーマを絞った議論をするため、こちらについての詳しい説明は省略◇

(「第2 米子市障がい者計画」についての質疑)

(委員)

教育の方の充実について、数年前から高校などいろいろなところで、精神障がいのことが、薬物だけではなく保健体育の授業で行われるようになってきた。実際にどのぐらい、どんな形でされているのか教えていただきたい。

また、「えしこに」には、どのぐらい、どのようなスタッフがいるのか教えていただきたい。

(事務局)

一つ目について、高校の授業の中で障がいについての内容がどれぐらい扱われているかについては、障がい者支援課職員がゲストティーチャーとして学習の参加した高校で

は、人権学習の中で障がいへの理解を深める学習や障がいのある仲間がいるときに、どういった対応を取るべきかについて学習されていた。保健体育のなかでの授業内容については把握していない。

(委員)

今まで大体扱われるのは子育てとか赤ちゃんだとか、薬物とか、一部認知症が少し入っていたが、様々な精神の障がいもその中におそらく発達障がいや統合失調症やうつ病が、取り込まれるようになったと聞いている。

そういったようなものが、実際に扱われているのかどうか。

保健体育だと、身体の方は結構学ばれるが、その見えないような障がいに対する教育の取組が国の基準の中に入ってきているので、もし分かればと思って聞いた。

(事務局)

もう一点の「えしこに」については、福祉政策課から回答する。

「えしこに」は、総合相談支援センターといい、令和4年4月に開設したが、高齢、障がい、子ども、貧困対策、それぞれ福祉全ての分野の相談を一手に引き受け、各所各課に繋ぐ場所になっている。

人員としては、センター長1名と事務職が3名、そして総合相談支援員が2名で、相談員という形で15名程度、全体で20名程度の組織となっている。

(委員)

いろいろな相談を受けて、仕分けをしていると思うが、専門性があるようなところとの連携、バックアップ体制についてはどうか。

(事務局)

昨年度は499件の相談があり、その中にはいろいろな分野の相談があった。

高齢の問題でちょっと困っているということがあれば長寿社会課に繋ぐなど、関係機関に繋いでいる。

障がいについて問題を抱えているという相談を受けたら、障がい者支援課に繋ぐ。多機関で共同して、連携をとりながら相談を受けて解決に向かうというのが「えしこに」の大きな特徴となっている。

(副委員長)

補足ですが、「えしこに」の総合相談支援員2名は、精神保健福祉士を持っている2名で、現場経験も豊富にある方で、メンタルヘルスの部分についても、対応ができる人材だと思う。

それから学校の方で、精神障がいのことを保健体育でやるようになったのは高校だけで、小中はまだやっていないので、米子市の方ではそこは対応はしていないということになると思う。

ちなみに高校でも、教科書によって違いがある。私の知ってる範囲だと、1ページだけしか教科書に載ってない教科書もあれば、10ページ近くすごく丁寧に紹介している教科書もある。学校によって、また教科書が違うと思う。

(委員)

9ページの「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」、12ページの「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」というのがあるが、成果としては、「意思疎通支援を担う人材育成のため、手話奉仕員研修を実施しました」とあり、課題としては、他の「知的や発達、高次機能障がいなどにより意思疎通が困難な方に対する情報提供の方法について充実させていく」というふうに書いてあるが、情報提供だけではなく、自分の意見をなかなか的確に言えない人たち、自分の思いが言えない人たちに対するこの意思疎通支援については、今後はどのようにやっていかれるのか。

手話を使う方たちに光が当たることはとてもいいことだと思うが、人的支援を必要としているのは何も限られた障がいの人たちだけではなく、逆に知的などは言いたいことが相手にどうしたら伝わるかについて本人は手段を持っていないので、そのフォローはやっていかないと、本人が思っていることが、なかなか周りの方に伝わりにくい。それは、日々のサービスを受けている場合でも、その辺がよくわかっている方とそうでない方によって、おおげさにいえば、楽しみ方、生活の仕方がずいぶん変わってくると思う。

この部分については、全ての障がいがある人たちについて、情報提供だけでなく、意思疎通支援のあり方や意思決定支援のフォローの仕方を考えてほしい。

私は作業所において日々20人ぐらい障がいのある人を見てみると、親子の間でも親が考えておられることと、子どもが願っていることがなかなかあっていない。

相談支援の場合でも、全てとは言えないが、知的の特に重度の場合、初めからこの人は意見が言えないとか、頭からそういう考え方で対応されると、本来その人が願っていることが言っではいけない、言ってももらえないということになる。この課題については、今後考えていただきたい。

意思決定支援でも、入所施設からグループホームに行けば、親たちは、バラ色の人生が待っているような思いをしていらっしゃるが、実際グループホームに入ったら、そこに適応できない人たちもたくさんいる。当事者の思いを聞いてもらえる人材を、これからどうやって育成していくかを考えていただけたらと思う。

それと、14ページの窓口等における配慮についても、以前に比べたら、素早い対応をしていただけるようになったが、声がかからないと、立ち上がらない職員もいる。これ自体は難しい研修をしなくていい。障がいのある人たちがどこに行ったらいいかわからなくて、その通路を行ったり来たりしてる場面があれば、配慮できるよう研修をし直してほしいと思う。

15ページの「福祉的就労の底上げ」の底上げというのは何を指しているのか。これは県の工賃3倍計画の、工賃を上げることか。

16ページの学校の教育について、教育委員会の方がこういう場面に出てきてらっしゃることがものすごく少ないことは、とても残念。

教育現場の方は、教育現場のやり方や考え方もあると思う。私は、知的障害者相談員として相談を受けているが、学校によって温度差が大きい。学校の校長先生や担当の人の考え方によって対応が違う。

その差について教育委員会の方に聞いてみたい。人数は少ないが、各学校に障がいのある人たちが行っているクラスがあるならば、最低限同じような考え方でやっていただきたい。

本人が伝えられなかったり、親も遠慮して言われたい。その辺のことはぜひ考慮していただきたい。

(事務局)

一つ目の9ページの見えにくい方・聞こえにくい方以外の方々に対する意思疎通は、情報提供だけではなくて、その方からの情報をきちんと受け止める方法、引き出す方法について、本人の特性を踏まえる必要がある。

これは何かの方法で、これを使えば解決するものではない。いろいろなケースがあるので、それに向けての努力を行っていく、いろいろな形の研究も行っていきたい。プラン2024(仮)でもこの点については示していくことを考えている。

窓口の対応については、難しい話ではなくて、すぐにでもこちらの方で何か内部でその話をしていきたい。

福祉的就労の底上げについては、工賃だけのことではなくて、例えば、優先調達では、各事業所でさまざまな商品や受託可能な作業があるが、それが特定のところに集中している実態もあるので、これをもっと広げる形で、それぞれ多くの事業所の方に広めていくということを想定している。

学校教育に関しては、学校によって対応が異なったり、差があることは聞いている。

(委員)

12ページが一番下の課題のところ、今後この福祉人材の不足への対応については、どのように考えているのか。

(事務局)

相談支援専門員の不足については、新規に事業所を立ち上げられたり、あるいは相談員を増員された事業所に対して、人件費の補助などを県と一緒に実施している。これについては、令和5年度についても、予算をきちんと確保している。

(委員)

16ページの、先ほど教育の充実ということで話を伺ったが、④の「障がい及び障がいのある人への理解の促進」に関して、保育園や幼稚園などでの指導はどのようになっているのか。就学前の時期から、子どもたちにわかってもらうようにしないといけないと思う。

(事務局)

保育園、幼稚園にしても、その保育指導要領などの中で位置づけられている。そういった中で、指導なり教育が行われていると理解している。

一方で、インクルージョンという、一緒に環境で育つということも大事なことだと思っている。

それについては、各地域の学校や保育園で障がいのある児童と一緒に生活する、一緒に学んでいく中で、経験を積んで、障がいについての理解を深めていく取組は、各小学校、中学校でされている。

(委員)

12 ページの取り組み方針④の「障がいのある児童及び家族に対する支援の充実」ところにも挙がっているが、児童に対しての直接的な支援やサービスはすごく充実してきているように感じる。

一方で、障がいがある児童を持つ親へのサポートがすごく不足しているということを今感じている。

例えば、放課後等デイサービスや相談支援事業所に関する母親からの相談が、すごく増えてきている。

1人の子どもに対して、学校や家のこと、生活のこと、すごく困り感を持つてる母親が増えており、その方々が学校にうまく話ができていなかったり、市にその情報がなかったりで、困り感を持った家族が増えている。一つ課題の中に入れていただきたい。

教育の充実で、学校と福祉の連携について、学校の考え方で明暗がわかれていることが、今の現実。協力的な学校もあるが、そうではない学校もある。児童を取り巻く環境に、今そういう現状があることを知っていただきたい。

(事務局)

課題として、取り組みたい。

(副委員長)

10 ページの課題の一番下のところの「福祉避難所を含めて実効性を確保していく必要があります」というところについて、もう少し具体的に教えていただきたい。

この2年間福祉避難所がどう増えたのか。この間どういうふうに取り組んできたのか、その結果どうなったのか。必要性も含めて。要支援者名簿や個別避難計画に取り組んでいるので、おおよそこのぐらいは福祉避難所も必要というめどがあるのではないかと思う。あればそちらも教えていただきたい。

次に、先ほどの人材不足について、12 ページの一番下に居宅介護など障がい福祉サービスの利用ニーズが十分に満たせていないというふうに書かれている。

先ほどの回答は、相談支援専門員のみだったので、こちらの課題についてどう取り組むのかについて聞きたい。

15 ページの市役所の障害者雇用率について書かれているが、令和6年の4月には2.8%になる。これが出るのは令和6年3月なので、気になっている。今度のプランの期内になるが、令和8年には3%になってくるので、市としてどういうふうに取り組むのか。これは障がい者支援課の業務ではないかもしれないが、ここに書かれているので、気になった。

17 ページ、(心障センターとサンアビについて) 課題としてPRが必要と書いてあるが、安心して使っていただけるような施設の整備が必要。もう老朽化していて、指定管理者の方で負担をしなければいけない修繕も結構ある。建物が古い。PRするのはいいが、今後も使い続けるのであれば、安心して使っていただくための整備は必要なので検討いただきたい。

(事務局)

避難所の実効性の確保については、今のスキームで言うと、障がいのある方が避難をされるときに通常の避難所に行かれてから、福祉避難先を決定する流れだが、実際災害が起きたときに、それができるかどうかということが課題としてある。

今取り組んでいることとして、土砂災害警戒区域にお住まいの高齢者の方そして重度障がいのある方については、個別避難計画の中で、例えば緊急のショートステイ先を確保しておいて、高齢者等避難などが出た時点で、ショートステイに行ってもらう体制をつくることを、各施設とも相談させてもらっている。

今回の台風7号では、幸いにも大きな被害がなかったが、土砂災害警戒区域への対応を重要視しており、そこにお住まいの方については順次そういった取り組みをしていきたい。

福祉避難所について、国の示す、直接福祉避難所に避難する体制を整えることについては、実際の取組としては実施できるか課題はある。

福祉人材については、ヘルパーの不足は、障がい分野に限らず高齢者についても、かなり大変な状態だと思っている。人口が減っていく中で、高齢者の方や障がいのある方の利用ニーズはどんどん増えていくという実態もある。市役所が率先して、ヘルパーを増やす取り組みはできていない。

解決策がまだ私どもにあるわけではないが、事業所ともいろいろ相談させてもらいながら取り組んでいきたい。

法定雇用率については、私ども直接は管轄ではないが、来年度の法定雇用率が上がるということを見越して、障害者の採用支援を積極的に行い採用する取組を進めている。法定雇用率をクリアできるように、当局側で取組を進めている。

また、心身障害者福祉センターや米子サン・アビリティーズの今後のあり方については、施設整備の大規模改修など、ある程度の時期には方針を出さないといけないと思っており、庁内で話をしていきたい。

(委員)

15ページの優先調達実績について、令和2年度実績額が約2200万円で、これが令和3年度は4500万円と倍になっている。これは発注する業務を拡大されたと資料には書いてあるが、具体的にどういうことをされたのか教えていただきたい。

(事務局)

例えば都市公園の除草作業など今までは一つの業者に一括して出していたものを、就労継続支援型B型や就労継続支援A型の事業所に、小分けにして発注したり、指定管理をお願いしているものについても、除草だけ切り分けて、優先調達で出させてもらうなどの取組をしている。

3年度については、コロナ禍ということもあり、米子市として作業所への積極的な支援を行うため予算を確保して取り組んだが、4年度は実施していないため実績額は若干減っている。

(委員)

9ページ。課題の「米子市手話言語条例」に基づく具体的な施策の実施について、それが難しい、困難と書いてあるが、理由を教えてください。

14ページ、米子市障がい者支援課に手話通訳者が設置されている。通訳者がいることで聞こえない方が行きやすいと聞いている。コミュニケーションが充実し、非常に便利になっているという話を聞いている。実績の数というのは書いてないが、大体1年間にどれぐらいの利用があるのか。

(事務局)

米子市手話言語条例の具体的な施策ができていないことについては、具体的な取組内容の検討ができていなかったところが一番大きかった。

今年度については、例えば米子市が行う動画の配信に手話のワイプを入れることなどの取り組みから進めて、情報保障をしていくということを考え、新規事業として検討している。

また、具体的な取組については関係機関とも相談させていただきたいと考えている。

手話通訳者の実績については、数字的にはないが、窓口に来られた聞こえない・聞こえにくい方に対する手帳などの各種手続きの対応と、障がい者支援課に関わらず庁内の税部門や市民課などでの手続きについても同行し、支援をしている。

(委員長)

11ページ、(4)「差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止」のところ、成果のところ、虐待の件数が出ているが、3年度から4年度が相談件数が下がっている。このあたりの分析というか、もしわかれば教えてください。

米子市障がい者虐待防止センターに通報しにくいという声が聞こえてくるので、そういった影響があるのかどうかなど、教えてください。

(事務局)

数値として見ると、この3年と4年でずっと下がってるようには見えるが、分析等々はしてはいない。

虐待に関する情報が寄せられれば、1回1回関係者によるコア会議を開いて、方針を立て、当事者や関係者からの聞き取りを行っている。寄せられた限りは、きちんとした対応を行っている。

課題として考えなければならないことは、何かしらの虐待事象を見たり聞いたりした場合、あるいはしてしまった場合に、きちんと報告する、通報するという点について周知が足りていないことがある。

市にいただいた通報については、市が対応することがわかる、その信頼関係をきちんと構築していく必要があると考えている。

(委員長)

一つ提案というか、分析がもう少ししやすいといいなと思うが、どこからの相談だったかとか、要は施設からだったかとか、虐待の内容が、身体とか心理とか、何かそういう内訳があれば、分析がしやすいのかと聞きながら思った。



可能であればそういったところも、今後修正していただきたい。

(「第3 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画」についての質疑)  
(委員)

24 ページの⑤「発達障がい者等に対する支援」の項目で、このタイトルが発達障がい者等となっている。子どもだけでなく発達障がい全般に関する支援の項目立てだと思うが、者も含む発達障がいの福祉サービスがどのような指標で評定されるかについて、障がい者プラン 2021 でも、ペアトレとピアサポート等々となっていた。

発達障がいは、おそらく精神障がいの手帳を持っており、実際の就労でもかなり課題を抱えて、いろんなサービスを利用されている。なかなか切り分けるのが難しいと思うが、タイトルを「発達障がい者等に対する支援」とするのであれば、その効果判定とか目標に関しての指標として、どういった項目が適切であるかの検討が必要ではないか。  
(事務局)

この指標と成果目標については、国が前回の基本指針の中で、示していた指標ということで使わせていただいております、実状となかなかあっていないということは、ご指摘のとおりだと思う。

今回の見直しの中で、指針がどのようになっているか、把握できていないが、ただ新しい計画の中では、より適切なものになるかということであると、もし必要であれば追加ということも含めて、検討させていただきたい。

(委員)

グループホームの大規模化が進んでいることと、日中サービス支援型グループホームが増えてきていることについて、自分の感覚だと、何が地域移行だろうと感じる。

自分は入居施設に携わっているが、現在でも 50 名ぐらいの方が待機されている状況の中で、何をもち地域移行なのかと考える。また、グループホームに入ればいいのかということについて、国からもグループホームの利用者でも、1 人暮らしを希望される方は、一人暮らしを支援してくださいという方針が出ていると思う。

それを進めるにしても 1 人暮らしができる、安心して生活ができるサービスが充実していないとできない。そうすると全体が繋がっていく必要があり、課題で居宅系サービスの人材不足が言われていたが、その辺を解決しないと、この全体的な流れが解決できないのではと感じた。

(事務局)

ご指摘のとおり、いろいろと繋がっているところがあるので、全体を解決するのが難しいと思っている。

最初にご指摘いただいた施設からの地域移行も、国が示す指標の実現性について、市の目標値については国の指標に引っ張られすぎずに、地域の実情に合わせて数値設定していきたいと考えている。

入所待機者数も、どこの施設も多いので、現状を踏まえながら考えていきたい。

(副委員長)

18 ページの地域生活へ3名移行した方の移行先について教えていただきたい。

(事務局)

一名はグループホーム、一名は居宅へ帰られた。

もう一名は、主に障がいのある方が入居する賃貸で、居宅介護や重度訪問介護の支援を受けることができる物件に移行されている。

(副委員長)

残りの7名は全員死亡か。

(事務局)

7名の中には亡くなった方以外に、介護移行の方が3名おられた。

(副委員長)

介護施設は、地域移行には含まれないか。

(事務局)

含まれていない。

(委員)

29 ページの「地域生活支援事業の状況」という中に意思疎通支援事業があるが、手話通訳、要約筆記が主になっている。

今後でもよいが、意思疎通支援を必要としているのは、限られた障がいのある方だけではないので、知的や精神の人たちも意思疎通の支援が必要だが、どういう形でと言われたらなかなか難しいところはあるが、今後ぜひその辺のことも考えていただければ。これだけの決算額を見るとかなりの金額になる。

意思疎通支援、意思決定の支援のサポートなどを必要としている人は、聴覚障がいだけでなく、他の障がい分野にもいることを理解し、考えていただきたい。

(委員)

27 ページの保育所等訪問は、見込みが2名で実績が4名となっているが、保育所等訪問を必要とされている児童は多くおられるように感じている。希望している家族も多く、保育所であったり、小学校などにも入っている。

しかし、保育園、小学校のなかには、「うちは入られては困ります」という回答をされるところが多く、事業所や家族が必要と考えている支援があっても、学校に入らせてもらえないと聞くので、現状を知っていただきたい。

(事務局)

保育所等訪問についてはサービス等利用計画を作っていく中で、学校側と相談員、ご家族、ご本人とがしっかりと話をして、共通理解をしていただくのが一番あるべき姿だと思っている。

その中で放課後デイサービスを含め、学校側の教育と福祉の連携が大きなポイントだと思っている。当課としても、校長会などと話をさせてもらいながら、学校側の理解を深めてもらう取り組みであるとか、反対に私ども福祉分野としても、学校側の指導のあ

り方など知らない部分もたくさんあるので、お互いを知っていく中で、1人のお子さんへの支援が、教育、福祉を問わず一貫して行われる体制ができることを目標にして取り組んでいきたい。

(委員長)

グループホームの大規模化について、なぜ大規模化しているのか、大規模化すると利用者にとってどんなデメリットがあるのか、その辺りを広報していくというか、なぜ大規模化が良くないのかというところを掘り下げていくことが、すごく大事だと思う。

また24ページに相談支援専門員の不足というところがあって、県と協力をされて人件費の補助があり、一通り相談支援専門員が確保できたというところがある。26ページの⑦「相談支援体制の充実・強化の取組」のところで、先ほども報告があった地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数が、令和4年度は実施ができなかったということで、人材育成の支援みたいなことが、相談支援事業所の維持というか持続にも影響していることであれば、ぜひ取り組んでいくべきだと思う。

最後に、29ページで、上のところに成年後見制度の利用支援事業というところがあるが、分析のところでは成年後見制度の普及啓発がまだまだということで、それも確かにそうだが、成年後見制度の利用支援事業は成年後見を必要とする方で、資産がない方に行政が補助するという制度で、決算額を見ると、この3年間ですごく金額が伸びている印象があるが、この辺りはある程度周知が進んでいったのか、それとも何か連携みたいなもので件数が上がったのか、何かその辺りがわかれば教えていただきたい。

(事務局)

グループホームの大規模化については、グループホームがそもそも家庭的な雰囲気を目指しているところ、制度上も8名以上になると減算になる仕組みになっているが、運営法人にとっては効率化の部分で、減算があっても大規模化した方がより収益が上がることなどが原因と考えている。その点については、副委員長さんから補足説明をいただきたい。

あとは県外資本の事業所が市内で事業所を開設されていることも大きな要因と考えている。

相談員については、相談員の確保と質の向上を一体となって進めていきたいと考えている。昨年度は研修が実施できなかったが、取組は進めていきたい。

成年後見制度の利用支援事業については、確かにここ数年で利用希望が多くなった。

その理由は、実際後見人を受けておられる社会福祉士さんなどの専門職の方からの申し出が多くなったからと思うが、まだ東部や中部に比べると少ない。実際、今までほぼボランティアに近い形で後見を受けていただいていた専門職の方に対しては、市としてもきちんと対応を考えていかないといけないと思っている。

一方で、権利擁護という部分でありながら、金銭管理的な部分が多くなってしまっている現状がある中で、支援が必要な方への適切な支援というのが、後見がいいのか、違う方法がいいのかということも含めて検討していかなければならないと考えている。

(副委員長)

日中サービス支援型のグループホームは、8人以上での減算がない。最大20人までOKなので、株式会社がやると一番利益が上がる20人の大規模なものとなっている。

(事務局)

成年後見制度については、周知がある程度進んでおり、市長申立の制度が、ある程度市役所の中で確立してきた。

あわせて、令和4年度からは米子市総合相談支援センター「えしこに」が開設し、支援を必要とする方が相談に来て、市長申立に繋がっていくような、成年後見の利用しやすいという言い方は変ですが、成年後見制度に繋げていけるような体制が米子市として行政サービスでできつつある。

この数が増えていくのがいいのか、減っていくのがいいのかは難しく、見解がわかれるところだが、必要とされている方に行政サービスが提供できるように、体制を整えていきたい。

(副委員長)

18ページが一番下の地域生活支援拠点について、「令和2年度に地域生活支援拠点を整備しました」の1行で終わらせるのは、どう考えるべきか。当然地域生活支援拠点の取り組みはある。体験利用や緊急時対応は件数を示すこともできる。ここの書きぶりは、工夫が必要ではないか。

それから、20ページの下(7)の「障がい福祉サービス等の質の向上」で、これについての数値もあるが、障がい福祉サービス等の質は向上したのか。要は、市役所の職員が研修を受けに行って、請求事務の促進に取り組む、これはまだ取り組んでいないが、これを行うことで、アウトプットとして障がい福祉サービスの質が向上されるのかというところが見えない。

ここは今後の計画では何か工夫が必要ではないか。

(事務局)

まず地域生活支援拠点については、書き方が適切ではなかったと反省している。もう少し実績がわかるように、こちらの実績値についても改めて書き替えたい。

障がい福祉サービスの質の向上について、国の基本指針に基づいて、こちらの計画に載せているところだが、結果として質の向上に対してそれがきちんと繋がる取り組みなのかというところはお指摘のとおり、是非もあるように感じている。

基本指針からもずれないように、実態とも合うように、この項目の名前に合った取り組みというものを、今回の会議で考えていかなければならない。

(副委員長)

市の職員が研修に行かれることは、重要なことなのでぜひ行ってほしいが、そこで得た知見を基に質の高い実地審査をしていただきたい。それが一番のサービスの質の向上に繋がる。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの未集計のところが出しづらかったと思うが、出せるものもあったのでは。

相談していただければ、私が持っているデータなどもある。

(委員)

23 ページの就労継続支援 B 型について、今、西部地区は総量規制に取り組んでおり、県も関わってくることだが、定員に対して利用者数が少なければ、その利用者が少ない業者はだんだん淘汰されていくんじゃないかという話があったと思う。

自分が感じる傾向としては、新規で B 型を立ち上げられるところが増えると職員も分散してしまうので、そこで人材不足が起きているのではないか。

最近 A 型が増えているようだが、B 型ができないから A 型に流れていると感じるので、ただ単に数字だけではなく、背景も考えて計画に示した方がいいと感じている。

(事務局)

この就労継続支援 A 型と B 型の見込み量が、今回の計画の一番難しい部分と思っている。

ご指摘のとおり、B 型については事業所数が増えて、ただでさえ少ない福祉人材が分散してしまっているということと、各事業所の支援の質にばらつきがあるということが一番大きな問題だと思っている。

もちろんきちんとされているところもあり、そういうところに人気が集中している状態もあると思っているが、鳥取県とも、基本的には数よりは、その各事業所の質をきちんと見ていこうという取組を進めている。市としても県と話をしながら、質をどういうふうに確認をしていくかについて、検討している。

また、定員が例えば 20 人のところに利用者が 10 人しかいなくても、定員を減らす申請をされていないので、その定員自体が実体を伴っていない面もあり、何をもってオーバーしているのかの判断も課題と思っている。

そのあたりについて、データを示しながら、今回の見込み量を出していきたい。

### (3) 米子市障がい者支援プラン 2024 (仮称) 案について (資料 2, 3)

#### ○資料 2 の説明

- ・「第 3 部 米子市障がい者計画」では、新規の内容、プラン 2021 から拡充する部分、プラン 2021 からの課題を含めた。資料では、わかりやすくするため、修正と追加部分のみ記載し、青色の文字とアンダーラインをしている。変更のない部分については省略している。
- ・「第 3 部 米子市障がい者計画」の新規の内容については、国が第 5 次障害者基本計画の中で挙げているものをそのまま掲載した。今後、プラン 2024 に掲載するかは検討が必要になる。
- ・42 ページに「(11) 国際社会での協力・連携の推進」を挙げたが、こちらはひとつの項目としてではなく、32 ページの「4 基本的な視点」の「(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」に入れ込んでいる。どうするかについては検討が必要になる。

#### ○資料 3 の説明

- ・「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」では、国の基本指針で新たに追加された項目や指標等に変更があったものについては、アンダーラインをし、【新規】、【変更】と記載している。
- ・「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」で、他の指標は同じで、目標のパーセンテージが変更の場合は、アンダーラインはなしで、新たな数値を記載している。

(「米子市障がい者支援プラン 2024 (仮称) 案について」の質疑)

(委員長)

先ほど事務局の方から項目(11)の話があったが、国際社会への協力連携の推進を、提案としてこの項目立ではなく、基本的な視点に盛り込むというような提案などがあり、これは今日この場で決めた方がよいか。

(事務局)

こういった議論は、この場だけでは難しいということがあるので、最初のスケジュール案のところでも申し上げたが、次回の10月5日の第3回までの間に、こちらから特定の記入のフォームをお送りをして、それについて今示した資料2、資料3の障がい者計画あるいは障がい児福祉計画についての意見をいただくような形を取らせていただき、その結果を集約して、それに対する事務局の考えなどを、この10月5日の第3回のところで示す形を取らせていただきたい。

(委員長)

そのような方向でよければ、そのように進めさせていただけたらと思う。

(副委員長)

意見は後ほどまた出すとして、先ほどの説明の中で、触れていなかった資料3の67ページの①の「エ 就労定着支援事業ごとの利用者の就労定着率」について、前回の計画では、就労定着率が8割以上の事業者を全体の7割以上とするという目標だったが、書きぶりも含めてずいぶん変わっている。説明がなかったので、しかも7割以上が2割5分とずいぶん減ってる。

前回の目標だったので令和5年度末時点ということが入っているが、ここには入っていないので、その辺の変更はアンダーラインもなかったのでなぜだったのか。

(事務局)

指標の数値自体は変わっているが、指標自体が変わったという認識ではなかったので変更を入れていなかった。おっしゃるとおり、かなり変わるので、変更として修正したい。いただいた質問に、加えて説明となるが、注釈4の就労定着率の考え方も前回から少し変わっている。そちらの修正ができていなかった。正しく直したものをまた訂正して送る。

(副委員長)

同じページのその上のところに内訳と書いてあるところで、就労移行支援事業1.31倍などある。

就労継続支援A型とB型から一般就労へ移行した実績の数が今回示されていないので、もしわかれば示していただけると、検討材料になると思う。

(事務局)

そちらについても示せるようにしたい。

#### 4 その他【説明：事務局】

##### ○事務連絡

- ・米子市障がい者支援プラン 2024（仮称）案に対する質問・意見を集約するための様式を各委員に送信する。第3回までに意見を集約し、第3回に事務局から回答する。
- ・第3回までに鳥取県のニーズ調査の分析結果を送信するので、質問・意見の返信を依頼。
- ・次回、第4回の開催予定について説明。

#### 5 閉会（午後4時30分）